

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

改正後（令和5年4月1日適用）	改正前（令和5年1月1日適用）
<p style="text-align: center;">森林整備業務標準請負契約約款 （森林整備業務請負契約書）</p> <p>1～36 （略）</p> <p>第37条 （契約額100万円未満の工事の場合削除）受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25以下の額をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">森林整備業務標準請負契約約款 （森林整備業務請負契約書）</p> <p>1～36 （略）</p> <p>第37条 （契約額100万円未満の工事の場合削除）受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25以下の額をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>（略）</p>